

# 開 発 行 為 許 可 書

鎌倉市指令開指第 7-8 号

横浜市西区みなとみらい 5丁目 3番 1-0-2708 号  
鈴木 康裕 様

平成 21 年 5 月 27 付けで申請のあった開発行為は、都市計画法第 29 条の規定により、次の条件及び制限を付けて許可します。

平成 21 年 6 月 16 日

鎌倉市長 石 渡 徳 一



開発区域に含まれる地域の名称	鎌倉市西御門一丁目 68 番 16 の一部ほか 4 筆
開発区域の面積	982.47 m <sup>2</sup>
条 件	別記のとおり
法第 41 条第 1 項に基づく制限	なし

(注) この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に神

## ご 注 意

この許可書は、申請された宅地造成の計画が都市計画法の規定に適合していることを示すもので、一般的に民法その他の法令に優先するものではありません。

ついては、工事内容について近隣者への周知に努め、工事に際して次のような事柄に留意し、トラブルを生ずることのないように、十分ご注意ください。

- 1 隣接地との境界
- 2 工事中の振動、騒音、ほこり
- 3 工事用車両の通行
- 4 プライバシー

